

無予告調査の対処法

「無予告調査」について

通常の税務調査では、事前に「いついつに調査に行きますよ」と顧問税理士に連絡が入ります。

ただし、例外的に「無予告調査」と呼ばれるような、予告なくいきなり税務署がやってくることもあります。

税務署が無予告調査を行うには、要件が必要で、通達には下記のようなものがあります。(一部抜粋)

- ①事前通知をすることにより、納税義務者において、法第127条第2号又は同条第3号(国税通則法の罰則規定)に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。
- ②事前通知をすることにより、納税義務者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。
- ③事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。
- ④事前通知をすることにより、納税義務者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。
- ⑤事前通知をすることにより、納税義務者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に対し、上記①から④までに掲げる行為を行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する(強要し、買収し又は共謀することを含む。)ことが合理的に推認される場合。

無予告調査の正しい対応方法

前提として、「税務調査は断ることができません」。税務署からの事前連絡の有無は関係ありません。

しかし、税務署(調査官)が提示してきた日時に、絶対に税務調査を受けなければならないわけではありません。他に予定があるなど、税務調査を受けることができない場合は、他の日時にしてもらうことは単なる調整であって、許されるのです。

●無予告調査の正しい対応方●

①事業所内に入れない「税理士に連絡しますのでそのまま少々お待ち下さい」

常識ある方なら、来客があれば社内に通すと思います。来客が税務署の人間ということであればなおさらです。しかし、あえて会社内に入れない方が、事前にトラブルを防ぐことができます。

②今日は予定がある旨を伝える「今日は今から別の予定が入って無理なのです」

社長としても今日1日何も予定がない、ということは少ないでしょうし、顧問税理士としてもすぐに対応できるとは限りません。今すぐ税務調査を受ける必要はないのですから、予定がある旨を伝えることが得策です。

③次の調査予定を決める「来週であれば〇〇日が大丈夫なのですが」

あくまでも税務調査は拒否することはできません。しかし、その場で受けなければならない、というわけでもありません。税務調査を嫌がっているのではなく、ただ日程を変えて欲しい、という主旨を強調しましょう。

【今月の経営格言】 環境整備には、いかなる社員教育も足元にも及ばない。 by 一倉定 (経営コンサルタント)

環境整備は、これを行った人々の心に革命をもたらす。武芸でも芸事でも、大工でも左官でも、それが大切なことである限り、修行の第一歩は常に「掃除」だった。昔の人は、この掃除がいかに重要であるかを、すなわち、これをやらなければ人間形成はできないことを良く知っていたのだ。

「一倉定の経営心得」より